

第1回門真市民文化会館指定管理者候補者選定委員会

会議録

会議名称	第1回門真市民文化会館指定管理者候補者選定委員会
開催日時	令和6年7月11日(木)午前 10 時から正午まで
開催場所	門真市役所本館2階 大会議室
出席者	(委員)5人中5人出席 朝倉委員、菅谷委員、堀内委員、北岡委員、山委員 (事務局) 市民文化部:高田次長 生涯学習課:清水課長、中村課長補佐、勝連副参事 濱田主査、桑原係員
案件	(1) 委員長・副委員長の選出 (2) 諮問 (3) 会議の公開・非公開について (4) 会議録について (5) 募集要項(案)について (6) 業務仕様書(案)について (7) 様式集(案)について (8) 書類審査の方法及び審査基準について (9) 選定委員会の進め方、スケジュールについて

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今より、第1回門真市民文化会館指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。本日は、皆さま大変お忙しいところ、ご出席賜り誠にありがとうございます。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております、門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第 10 条に規定されている委員の半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

開会に先立ちましてお手元の資料の確認をさせていただきます。上から順に確認

をお願いします。

まず、本日の議事次第でございます。

- 資料1「選定委員会委員名簿」
- 資料2「席次表」
- 資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(抜粋)」
- 資料4「審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)」
- 資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」
- 資料6「指定管理者募集要項(案)」
- 資料7「指定管理者業務仕様書(案)」
- 資料8「指定管理者様式集(案)」
- 資料9「評価基準表(案)」
- 資料10「6段階評価表」

なお、それぞれの資料につきまして、事前に送付させていただきました内容から一部変更となっている部分がございます。ご了承ください。

資料に不足等はございませんでしょうか。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、お席につきましては、お手元の資料2「席次表」のとおり、事務局で指定させていただいております。合わせてご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。

次第1、選定委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料1「選定委員会委員名簿」をご覧ください。

大阪国際大学短期大学部 名誉教授の あさくら よう 朝倉 洋 委員 でございます。

大阪中之島美術館 館長の すがや とみお 菅谷 富夫 委員 でございます。

北岡慎太郎公認会計士事務所 公認会計士 ^{きたおか しんたろう} 北岡 慎太郎 委員でございます。

堀内社会保険労務士事務所 社会保険労務士 ^{ほりうち けんじ} 堀内 賢司 委員でございます。

門真市市民文化部 部長 ^{やま たかし} 山 敬史 委員でございます。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

市民文化部 次長の高田でございます。

生涯学習課長の清水でございます。

副参事の勝連でございます。

主査の濱田でございます。

係員の桑原でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます、生涯学習課課長補佐の中村でございます。よろしくお願い申し上げます。

次に、事務局を代表いたしまして、市民文化部次長高田より一言ご挨拶を申し上げます。

【事務局】

本日はお足元の悪い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。門真市民文化会館指定管理者候補者選定委員会の開催にあたりまして、事務局を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。

委員各位におかれましては、ご多忙中にも関わらずご出席を賜り厚くお礼申し上げます。また、選定委員の委嘱に際しましては、快くお引き受けいただきましたことを重ねてお礼申し上げます。

さて、今回は、門真市民文化会館の指定期間が令和7年3月31日をもって終了することから、引き続き令和7年4月1日より指定管理者制度を継続するにあたり、改めて指定管理者を公募し選定するものでございます。本委員会は、指定管理者の候補者選定にあたり、透明性と公平性を確保するために設置されたものであり、応募団体から提出されました申請書類等を厳正な審査のうえ、候補者となる団

体を選定し、市長に意見具申を行うものでございます。各委員におかれましては、重責を担っていただくこととなりますが、公の施設にふさわしい団体を慎重にご審議のうえ、選定していただきたくお願い申しあげまして、簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

【事務局】

ありがとうございました。それでは、本日の案件に移らせていただきます。

案件(1)「委員長・副委員長の選出」です。

お手元の資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則(抜粋)」の第9条第2項をご覧ください。同項に、「委員長及び副委員長は、委員の互選により定める」と規定されていることから、委員の皆様により互選いただきたく存じます。皆様、いかがでしょうか。

(委員長及び副委員長の選出)

【事務局】

本委員会の委員長及び副委員長が決定されましたことに伴い、代表して委員長に就任にあたりましてのご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

今回委員長という大役を仰せつかりまして。

ルミエールホールも開館30年を迎えたということで、近年枚方市をはじめ、高槻市や茨木市など近隣でもホールが誕生し、それぞれのホールが工夫して様々なコンセプトのもと運営されていることかと思います。

今回お集りの委員の皆様も様々な分野で豊かな知見をお持ちでございますので、このルミエールホールが次の30年に向かってますます市の文化芸術の核として発展できるようにして下さる指定管理者を選んでいただけることかと思いますので、これから様々な方面からの検討についてご意見をいただくとともに、事務局の方々もご協力くださいますようお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、案件(2)の「諮問」に入らせていただきます。

ただいま配布いたしましたものが、諮問書及びその写しでございます。本委員会は、この諮問に応じ、指定候補者の選定に関しまして調査、審議し、答申を行っていただくために設置した委員会です。

本日を第1回とし、ご答申をいただきますまで、全3回ご審議いただく予定をしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」に移ります。このことについて、事務局より説明願います。

【事務局】

それでは、案件(3)「会議の公開・非公開について」をご説明いたします。

資料4「審議会等の会議の公開に関する指針」及び資料5「門真市情報公開条例(抜粋)」をご覧ください。

本市におきましては、指針第3条において、「審議会等の会議は公開するものとする。」としておりますが、本委員会の議事につきましては、その内容の多くが、門真市情報公開条例第6条第1項第2号のアの「法人その他の団体に関する情報」であり、「開示することにより当該法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの」で、不開示情報に該当すると考えられることから、事務局といたしましては、非公開とすることが適当と考えております。

このことについて、ご検討をお願いします。

【委員長】

ただいま、事務局から会議を非公開とすることが適当との提案がありましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【委員長】

それでは、事務局の提案どおり、本委員会の会議は非公開とします。続きまして、本委員会の案件(4)「会議録について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

再度、資料4、資料5をご覧ください。

本委員会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成し、「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条の規定により、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表します。

また、第3回選定委員会終了後については、第1回から第3回までの会議録を併せて公表します。以上でございます。

【委員長】

ただいま、事務局より会議録の作成や公表について説明がありましたが、何かご意見はありますでしょうか。

【委員長】

全文筆記で作成し、会議の要旨を公表するということですので、全体をまとめた形で公表するという理解でよろしいでしょうか。それとも、全文をそのまま掲載するのでしょうか。

【事務局】

要旨に関しましては内容をまとめた形で公表いたします。

【委員長】

第1回から第3回までの会議録を併せて公表するというのは、その要旨を公表するということでしょうか。

【事務局】

要旨と全文筆記の会議録を第3回選定委員会終了後に公表させていただきます。但し、プレゼンテーションの内容などは公表しないという形をとっての公表となります。

【委員】

委員個人の名前はでないという認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

委員名簿は掲載されますが、個人の発言については伏せての公表となります。

【委員】

わかりました。

【委員長】

それでは、事務局よりご説明いただきました本委員会につきましては、選定委員会終了後、2週間以内に会議の要旨を公表することとし、第3回選定委員会終了後については、第1回から第3回までの会議録を併せて公表することとします。続きまして案件(5)「募集要項(案)」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、「募集要項(案)」について説明させていただきます。

資料6「門真市民文化会館指定管理者募集要項(案)」の1ページ「1. 趣旨」をご覧ください。趣旨については、市は、地方自治法第244条の2第3項及び門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき、施設の設置目的をより効果的に達成するため、指定管理者を募集するものでございます。

次に、「2. 施設の設置目的等」をご覧ください。門真市民文化会館ルミエールホールは、市民のさまざまな文化活動に供するための貸館業務と、質の高い芸術文化事業及び地域のニーズに即した文化事業を総合的に提供することにより、文化施

設として種々の事業を市民に提供するだけでなく、市民の自主・自発的な文化芸術に関する生涯学習活動に寄与するために設置されている施設となっております。

また、本市では、令和2年度に、誰もが文化芸術を身近にふれることができ、文化芸術があふれるまちの実現のため、「協働・共創」をキーコンセプトとした「門真市文化芸術推進基本計画」を策定しており、地域における文化芸術の拠点である市民文化会館の指定管理者には、文化芸術活動を行ううえでの各種相談であったり、行政・地域や関係団体との橋渡し役を担うコーディネーターとしての役割など、文化芸術施策における市との協働・共創パートナーとして、門真市文化芸術推進基本計画施策の推進に寄与することを目的等としております。

次に、「3. 指定管理施設の概要」をご覧ください。

施設の名称は、門真市民文化会館「ルミエールホール」でございます。

市民に優れた文化・芸術に接する機会を提供するとともに、市民自らの文化活動を促し、もって市民の交流と文化の向上に寄与することを目的とした施設でございます。

以下、所在地から備考欄につきましては表のとおりでございます。

次に、2ページの「4. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲」についてです。

(1)の「管理の基準」につきましては、条例や規則をはじめ、本要項や後にご説明する業務仕様書の規定に基づいて行うよう記載しております。(2)の「運営の尊重事項」につきましては、門真市文化芸術推進条例及び門真市文化芸術推進基本計画を尊重して運営していただくよう記載しております。(3)の「指定管理の業務」につきましては、①～⑤に記載の業務を行っていただくこととしております。業務の詳細は仕様書に記載しております。

なお、(4)のとおり、施設の用途又は設置目的以外に指定管理施設を利用することはできないこととしております。

次に、「5. 指定管理施設の利用料金に関する事項」をご覧ください。

こちらには、利用料金の取り扱いやその額、減免措置に関する事項を記載しており

ます。

次に、「6. 指定期間」をご覧ください。

本施設は、平成18年度から指定管理者制度を導入しており、この度の募集が5回目となっております。

今回の新たな指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間としております。

次に、「7. 応募資格」をご覧ください。

こちらには、応募者の条件、応募不適格条件、欠格事項等の諸条件を記載しております。

続けて、4ページ「8. 応募の方法及び受付期間」をご覧ください。

こちらには、募集要項等の配布期間から現地説明会の実施、質問の受付及び回答方法や期間、申請書類の受付期間や方法などを記載しております。

申請要項等の配布開始から申請書類の受付締め切りまで、2か月弱の期間を設けております。

次に、5ページ「9. 応募書類」をご覧ください。

こちらには、申請書類等についての詳細や留意事項を記載しております。

次に、7ページ「10. 選定の基準」をご覧ください。

(1)の③審査方法に記載のとおり第2回の指定管理者候補者選定委員会において、一次審査として団体等から提出された事業計画書の内容を審査して頂き、応募団体から上位3位以内を二次審査の対象とさせていただきます。二次審査については、第3回指定管理者候補者選定委員会において、事業計画書に基づくプレゼンテーションやヒアリングにより審査を行って頂き、その二次審査の点数と一次審査の点数の合計点で一番点数が高い団体等を指定管理候補者とさせていただきます。

8ページ、(2)評価項目では、一次審査の際の評価の視点などについて記載しております。

次に、「11.指定管理者の責務」をご覧ください。

こちらには、指定管理者が守るべき、または取り組むべき項目を(1)から(13)まで記載しております。

続いて、11ページ「12.選定から引継ぎまで」では、議会の議決をもって指定管理者の指定されこと、協定に関する事項、管理運営の引継ぎ方法等について記載しております。

次に、「13.経費負担」についてをご覧ください。

この項目では、指定管理料についての説明と、施設維持管理のための修繕について、対人・対物賠償に関する保険の加入などについて記載しております。

また、施設の目的外使用許可に関する内容もこちらの項目に示しております。

最後に、13ページに「14.その他留意事項」を記載しております。

募集要項(案)についての説明は以上でございます。

【委員長】

募集要項(案)について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますでしょうか。

【委員】

5ページ「9.応募書類」の(1)⑦につきまして、令和6年申告分の労働保険年度更新申告書の写しと、社員の方とパートの方の分の雇入通知書か労働条件通知書の写し、それから令和6年4月から6月までのタイムカードの写し、給与明細の写しを追加でつけていただけると雇用環境について確認しやすいかと思います。

【事務局】

ありがとうございます。

ご指摘いただきました書類につきましては、応募書類として追加させていただきます。

【委員長】

ご指摘ありがとうございました。
他にございますでしょうか。

【委員】

応募要項の6ページ「9. 応募書類」の(1)⑥ウ「前事業年度の欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書(別表七(一))」は他の指定管理者選定の際にも提出を求めているものですか。

【事務局】

こちらの書類につきましては、施設によって応募書類の中にはいっているところと入っていないところがございます。必要かどうか、先生のご意見をいただければと思います。

【委員】

こちらは、過去の欠損金が積み重なっていく書類で、過去に欠損金があれば、翌年度利益が出たとしても過去の欠損金と利益が相殺されて所得金額から繰越欠損金額を控除するために必要な書類なのです。

なので、過去に欠損金が出ていたかの状況を調べるために提出求めているという趣旨であれば、いただいてもいいかなと思います。

また、指定管理の中で財務諸表上の繰延税金資産の回収可能性とか、そのような難しい議論にはならず、どれくらい欠損金が積み重なっていて、財政状態が過去悪かったのかという指標として使うのであれば提出を求めてもよいかなと思います。

過去2事業年度分の損益計算書及び貸借対照表、財産目録は提出を求めています。それが、それ以前の業績については(別表七(一))をみればわかりますので、そういう意味では提出を求めるのもいいかと思います。

【委員長】

前回の公募時には(別表七(一))は提出を求めていたのでしょうか。

【事務局】

前回は求めておりました。

【委員長】

では、前回同様提出を求めるということで。

【委員長】

あと、例えば仮に応募が一団体しかなかった場合においても、点数での評価はするということよろしいでしょうか。

【事務局】

その通りでございます。

【委員】

募集要項だけでなく、仕様書にもかかわってくる部分だとは思いますが、募集要項12ページ「13. 経費負担について」(1)①指定管理料の額ですけれども、事故や自然災害など、特別な場合を除き、原則として増額しませんとありますが、従来は大体これでいいのかなと思うのですが、近年の物価上昇、特に光熱水費の急騰などがあると、指定管理業者が頑張っとうにかできる範囲を超える場合がありますよね。そういう場合は市として何らかの措置を考えるということがあるのでしょうか。もしあるとすれば、何らかの表現が必要なのではないかと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

過去の実績を見ておきますと、門真市指定管理施設物価高騰対策支援金ということで、市から1,300万円ほど出ているという資料もありましたが。

【事務局】

はい。令和4年度にコロナ禍におけるエネルギー価格の高騰の影響を受けている指定管理者に対して、予算の定める範囲内において支援金を交付している経緯がございますので、原則としては増額しませんが、近年の物価上昇等の特別な事情

による場合については、市として新たに検討の上、支援するということもあるかとは思いますが。

【委員長】

そのことについて、文章として記載した方がよいですかね。

【委員】

この内容では少し厳しいかとは思うので、何か表記があった方が応募する側としては良いのではないかと思います。

同時に、その中で光熱水費の他にも、人件費の問題についてもこれまではそこまで上昇しなかったのが心配はなかったんですが、今後5年間3～5%ずつ上昇し続けるような状況の中で、他の企業との人材の取り合いということも起こってますので、そのあたりを市としても考えているということは記載が必要なのではと思います。

【事務局】

指定管理の額についての項目内の「事故や自然災害等の特別」の中に社会情勢における予期せぬ事態についても追加で記載しておくという形で修正させていただいてもよろしいでしょうか。

【委員長】

はい。非常に貴重なご指摘だと思います。

他に何かございますでしょうか。

【委員】

その次の修繕の部分なのですが、50万円未満の場合は指定管理者で修繕するとして、大規模な修繕の場合、ここに記載するかはともかくとして、市で何か大規模修繕計画のようなものはお持ちでしょうか。それとも指定管理業者から報告があった時点で検討し、予算計上していくのでしょうか。

【事務局】

現状としましては、現指定管理者に見ていただいている中で中長期修繕計画書を作っていただいております。大規模改修は平成31年度に一度実施しております、あらかた直ってはおりますけども、全て完了したわけではないので、今回選定していただく5年間ののちに次期大規模修繕工事を実施する予定としております。

【委員】

今のところ、ここの修繕が必要だというようなことはないということでしょうか。

【事務局】

そうですね、いくつかあるうち急ぎのものについては今年度中に修繕する予定です。

【委員】

ありがとうございます。

もう一つよろしいでしょうか。現指定管理者の評価は大変良い評価だと思うのですが、それに対して市の中でもっとこうしてほしいというような要望があるのであれば、この募集要項か仕様書に何らか反映させている事項というのはあるのでしょうか。

【事務局】

先ほど、長期修繕計画の話もございましたが、ルミエールホールは老朽化もしており、施設の維持管理をしっかりしていただきたいという中で、なかなか長期的な修繕計画が十分にできていなかった部分を補完する意味で、修繕計画を作成したうえでしっかり維持管理を行っていただくという旨の内容を反映させております。仕様書7ページ「7. 施設の管理に関する業務」及び「8. 特殊建築物定期点検業務」の中にも修繕計画書についての文言を掲載しております。

【委員】

仕様書8ページでいう修繕計画とは、50万円以下の指定管理者で行う修繕についての計画と読めると思うのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

意図としましては、50万円のラインに関わらず、全てにおいて把握したうえでの修繕計画書を作成していただきたいということです、そちらの部分をもう少し明確に記載するように修正いたします。

【委員長】

では、今ご指摘のあった箇所について修正いただくということでよろしいでしょうか。

【事務局】

はい。

【委員】

先ほどの物価高騰の件でもう一つよろしいでしょうか。

資料集の「指定管理者の自己評価結果」の収支状況のところ、門真市指定管理施設物価高騰対策支援金ということで、市から1,300万円ほど負担しており、支出の方を見ますと、光熱水費が予算約3,000万円に対して約3,700万円の実績で700万円ほどの赤字が出ています。これに対して、支援金が1,300万円となっておりますが、このあたりはどうなっておられるのか。

【事務局】

3年度の実績及び4年度の見込みをもとに、光熱費の合計と上昇率を掛け合わせた一定の計算式をもって、4年度にどれだけ使うだろうという想定を算出し、支援金をお渡しした実績でございます。

あとは、現指定管理者には別施設である門真市立市民交流会館を併せた2施設を管理していただいている点や、管理指定管理者による節電等の努力も数字として表れているのかなと思います。

【委員】

ありがとうございます。

あと、人件費も徐々に増えていっておりますので、このあたりがある程度物価の上

昇と収支の支出のところの人件費の増加が見合っていればそれでいいのかなと思います。

【委員】

そこで評価したらいいと。

【委員】

そういうことです。

【委員長】

貴重なご意見ありがとうございます。

他に何かございますでしょうか。

なければ、続いて案件(6)「業務仕様書(案)について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは引き続きまして、業務仕様書(案)についてご説明させていただきます。
お手元の資料7「指定管理者業務仕様書(案)」をご覧ください。

まず、1ページ「1. 基本事項」につきましては、管理運営の基本事項について記載しております。

以降は業務内容についての項目となります。

最初に「2. 施設の利用に関する業務」では、施設の利用許可についての基準や、利用に関する各種業務について記載しております。

次に、2ページ「3. 舞台の利用に関する業務」をご覧ください。

本施設は大・小ホールを兼ね備えた施設となっておりますので、舞台の利用に関する業務についてをこちらに記載しております。

続いて、3ページ「4. 事業の実施に関する業務」をご覧ください。

(1)の「市が指定する事業」では、ア～ケまでの事業を指定事業として実施することとしております。

(2)の「指定管理者が自ら提案・企画する事業」では、自主事業及びレストランスペースの活用について記載しております。

(3)の「関西フィルハーモニー管弦楽団に関すること」では、市をホームタウンとして活動している公益財団法人関西フィルハーモニー管弦楽団について、市と楽団との間で締結している「音楽と活気あふれるホームタウンパートナー協定」に基づき、市の文化芸術の発展に寄与することを目的に楽団と業務提携契約を締結し、記載の項目を実施することとしております。

(4)の「門真市文化芸術推進基本計画に関すること」では、本市が策定した「門真市文化芸術推進基本計画」について支援していただきたい内容を記載しております。

次に、5ページ「5. 清掃に関する業務」、「6. 警備に関する業務」では、それぞれに
つての内容と留意事項を記載しております。

続いて、7ページ「7. 施設の管理に関する業務」をご覧ください。

こちらには、各種点検や管理等の業務について詳細を記載するとともに、業務遂行のための人員配置等についても併せて記載しております。

次に、8ページ「8. 特殊建築物定期点検業務」では、建築基準法の規定に基づく各種定期点検を実施し、結果を市に報告するよう記載しております。

次に、「9. 備品の管理に関する業務」をご覧ください。

こちらには、施設の備品について適正に管理することや、備品台帳の更新業務等について記載しております。

続いて、「10. 管理体制の整備」では、責任者等の配置についてや、文書や記録の保存等について記載しております。

次に、9 ページ「11. 市への報告」をご覧ください。

こちらには、事業報告書や事業計画書、門真市公の施設の指定管理者制度におけ

るモニタリングの指針の規定に基づく自己評価やアンケートの実施等について記載しております。

最後に、10ページ「12. その他留意事項」では、原状回復義務についてや、帰宅困難者避難場所としての努め等について記載しております。

指定管理者業務仕様書(案)についての説明は以上です。

【委員長】

ただいま「業務仕様書(案)について」、事務局より説明がありましたが、何か質問やご意見などはありませんでしょうか。

【委員】

1ページ「2. 施設の利用に関する業務」(2)④文化芸術情報の収集及び発信について、ホームページや情報誌の発行の他に、SNS 等も活用するという文言を入れておけば、どれぐらいの人が増えたか減ったかも測定できると思います。もうすでに活用されているのは思うのですが、一言加えておいていただければ。

【事務局】

現指定管理者にも各種 SNS は活用していただいておりますが、今回の仕様書にも追記させていただきます。

【委員】

お願いいたします。

【委員長】

3ページ「4. 事業の実施に関する業務」の(1)①指定事業の実施のケ「手づくり市(新規事業)」とあるのですが、こちらの趣旨や市の考えについてはおありでしょうか。

【事務局】

資料集の「6. 事業実績」の中に前年度実績として概要を記載しております。

【委員長】

こちらは門真市立市民交流会館中塚荘での実施をルミエールホールに移すということでしょうか。

【事務局】

前はルミエールホールと中塚荘の2館での指定管理者選定でしたので、現在はルミエールホールの指定管理者が手づくり市も中塚荘で実施していただいております。今回はルミエールホールのみを選定になりますが、手づくり市は大変市民にも親しまれている人気のイベントですので、今後も引き続き実施したいということで指定事業とさせていただきました。

実施場所については、中塚荘でのイベントというイメージが根付いておりますので、ルミエールホールの他にも、中塚荘を含めた市内での実施を視野に次期指定管理者と協議していけたらと思っております。

【委員長】

わかりました。

【委員長】

もう一つ、4ページの「(4)門真市文化芸術推進基本計画に関すること」の中の②計画更新支援について。令和7年度に中間調査を実施するとあるのですが、どのような内容でしょうか。

【事務局】

「門真市文化芸術推進基本計画」を策定しておりまして、10年間の計画なのですが、前回の指定管理者募集の際に計画の策定支援をお願いした経緯がございます。来年度がその計画のちょうど真ん中の時期となりますので、現状を分析するという意味で文化芸術分野を今後担っていただく次期指定管理者に貸館業務だけでなく、様々な視点から今後5年間の文化芸術に関する施策についての提案や意見をいただきたいと考え、計画更新支援として掲載させていただきました。

【委員長】

そうすると、次期指定管理者には1年目にこれを行ってくださいということですね。

【事務局】

はい。我々としては、指定管理者には貸館業務だけでなく、市の文化芸術についてご理解いただいた上で、それらを推進するためにどのようなことができるかも含めてご検討いただきたいという思いがございますので、こちらの内容で記載させていただきます。

【委員長】

わかりました。

ありがとうございます。

【委員】

新規事業やこれからの計画づくりをするということは、現状の指定管理料から増えるということを想定しておるのでしょうか。

【事務局】

先ほどの物価上昇の件も含めまして、過去の5年間の金額がそのままスライドするような想定ではございませんし、今回新たな指定事業も追加させていただいておりますので、その分につきましては応募いただく事業者様には適正に金額を積算していただこうと思っております。ただ、計画に関することにつきましては、5年前の選定の際にも「計画策定支援業務」という内容を入れておりましたので、その部分については大幅にかわるものではないと感じております。

【委員長】

ありがとうございます。他に業務仕様書(案)に対するご意見などは以上でよろしいでしょうか。

ないようでしたら、続いて案件(7)「様式集(案)」について、事務局より説明をお願い

いします。

【事務局】

それでは、資料8「様式集(案)」についてご覧ください。

まず、様式第1号「指定管理者指定申請書」については、記載のとおりでございます。

様式第2号「施設事業計画書」及び様式 E「施設事業計画書概要」、様式第3号「管理業務収支計画書」については、その内容をもって評価基準により一次審査の点数が決まります。

様式 A「現地説明会参加申込書」については、現地説明会の参加が応募資格の必須条件となっており、7月31日に実施します。

様式 B「応募登録申込書」については、8月1日から8月8日までの期間で、現地説明会に出席した団体に限り受け付けます。

様式 C「質問票」については、8月1日から8月8日まで受付をし、8月 19 日に本市ホームページにて全ての質問に対する回答を掲載し、その内容については、募集要項等と同等の効力を有するものとします。

様式 F「指定管理者指定申請に係る誓約書」については、記載のとおりです。

様式 G「共同事業体構成団体一覧表」と様式 H「共同事業体協定書及び委任状」については、複数の法人がグループを構成して応募する際に必要となります。

最後に様式 D に戻ります。「申請書類一覧」については、申請者が全ての書類があるかを確認するための様式です。こちらを申請書類の表紙として提出していただきます。

様式集(案)の説明は以上となります。

【委員長】

ただいま「様式集(案)」について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

(異議なし)

では、続いて案件(8)「書類審査の方法及び審査基準について」、事務局より説明を

お願いします。

【事務局】

それでは、案件(8)「書類審査の方法及び審査基準について」ご説明いたします。
次回、第2回選定委員会で書類審査、第3回選定委員会では、書類審査通過団体によるプレゼンテーションと質疑応答により審査していただき、候補者の決定を行います。候補者の決定に際しましては、書類審査及びプレゼンテーションを踏まえての総合的な協議を行っていただき、指定管理者の候補者を選定していただきたいと考えております。

書類審査についてご説明いたします。資料9「第1次審査評価基準表(案)」をご覧ください。

これは、資料3「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」第4条第1項の選定基準に基づき、施設の設置目的などを勘案した評価項目や配点の事務局案です。

対象部分につきましては、資料8「様式集(案)」の中の様式第2号「施設事業計画書」のうち、左の評価項目の対象となる部分を指します。

評価の視点という列には、市が指定管理者に期待する事項を評価の視点として記載しております。

配点につきましては、市民の交流と文化の向上という施設の設置目的の達成につながる積極的な事業の実施を期待していることから、維持管理面に加え文化芸術推進についての取り組みや自主事業の提案に対しても勘案した配点を行っております。

評価項目のうち、(11)「職員の雇用確保の方策と労働条件」につきましては、〇〇委員の評価を、また、(14)「申請団体の経営状況」につきましては、〇〇委員の評価を全員に採用してはどうかと考えております。また、評価項目のうち、(8)「指定管理料の額」につきましては、申請団体の提案価格を比較し、評価の視点に記載の計算式にて自動的に算出する方法を用いてはどうかと考えております。

その他の採点の方法としましては、各団体の応募書類の中から評価項目に対応する部分をご覧ください、A・B・C・D・E・0の6段階で評価いただきたいと考えております。

評価の判断基準につきましては、資料10「6段階評価表」をご参照願います。

6段階評価の内訳は、「A」は大変良い、「B」は良い、「C」は標準、「D」は劣る、「E」は大変劣る、また、「O」は不可と設定しています。

このA～Eは、選定項目ごとに設定した配点に、Aは1を、Bは0.8、Cは0.6、Dは0.4、Eは0.2をそれぞれ乗じた上で算出した後、事務局が全体を集計いたします。得点は、200点満点(委員5名合計1,000点満点)です。

なお、6段階評価のCを標準とさせていただいていることから、C評価に乘じさせていただく0.6を1,000点に乘じた600点を最低基準とし、審査の結果、上位3団体を第1次審査の通過団体といたします。ただし、合計得点が最低基準を下回った場合、当該提案については、選定しないことといたします。

以上簡単ですが、事務局案について、説明を終わります。

【委員長】

ただいま案件(8)「書類審査の方法及び審査基準について」、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

【委員】

第1次審査評価基準表の評価項目の中の「(14)申請団体の経営状況」については私の得点が皆さんの得点になるということですので、当日は何らかの資料等に基づいて何点を付けたかご説明させていただきます。

【委員長】

ありがとうございます。

他にご意見等ございませんでしょうか。

【委員】

同じく、第1次審査評価基準表の評価項目「(8)指定管理料の額」につきまして、20点の配点があるのですが、一団体の応募の場合は20点満点という認識でよろしいでしょうか。

【事務局】

その通りでございます。

【委員】

指定管理料は安い方がよいという発想ももちろんあるとは思いますが、一方で安ければよいのかという部分もあるかと思います。

【事務局】

市としましては、選定基準の2「施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」についてがすべての基準で最も高い配点の70点をつけておりますので、こちらの部分でたくさんのご提案をいただければと思っております。

【委員】

指定管理料が高くても、提案部分で多くの点をとれば逆転可能な要素もあるということですね。

【事務局】

はい。提案部分を重視した評価基準となっております。

【委員長】

ありがとうございます。

他にないようでしたら、次に案件(9)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

それでは、案件(9)「選定委員会の進め方、スケジュールについて」でございます。本日、ご検討いただきました、募集要項、仕様書及び審査基準等につきまして、ご意見等を反映させたのち、7月19日(金)を募集要項の配布日といたしまして、門真市ホームページに掲載する予定としております。

また、応募予定者に対する現地見学会を7月31日(水)に開催いたします。

質問受付は、8月1日(木)から8日(木)までとしており、回答につきましては、8月

19日(月)までに、ホームページにて発表する予定でございます。

指定管理者の申込としまして、申請書の受付を8月30日(金)から9月13日(金)を予定しております。

申請書につきましては、事務局で受付、とりまとめをいたしまして、委員の皆様方に配布を行う予定としております。その後、第2回選定委員会(第1次審査)において、書類審査を行っていただきたいと考えております。

この書類審査におきまして、何社の公募があるか分かりませんが、上位3団体を第1次審査の合格者として選定していただき、第3回選定委員会におきまして、応募者のプレゼンテーション及び委員からの質疑応答を実施し、第2次審査を行っていただき、第1次審査と第2次審査の評価を合せた総合判定として、指定管理者候補者を第2順位まで選定していただきたいと考えております。

第3回の選定委員会では、第1次審査通過団体によるプレゼンテーション及び各委員から質問を団体ごとに実施する予定としています。

委員の皆様にはそれぞれのプレゼンテーションと質疑応答に対しまして採点を行っていただき、その結果を事務局にて集計、第1次審査の得点と、第2次審査の得点の合計を参考としまして、指定管理者の候補者を選定いただくための総合評価を行っていただきたいと考えております。

「選定委員会の進め方、スケジュールについて」は以上でございます。

【委員長】

ただいま「選定委員会の進め方、スケジュールについて」について、事務局より説明がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。

【事務局】

本日いただきましたご意見につきましては、事務局で整理したうえで募集要項及び仕様書に反映させまして、委員長へご確認いただいたうえで公表するというところでよろしいでしょうか。

【委員長】

委員の皆様へご確認いただくのがよいと思います。そのうえで、私の方でとりまとめさせていただくということでしょうか。

【事務局】

承知いたしました。

【委員長】

他にご意見等無いようでしたら、これをもちまして、第1回門真市民文化会館指定
管理者候補者選定委員会を閉会します。皆様、活発なご審議ありがとうございました。

次回もよろしくお願いいたします。